

青森県報

第三千三百二十三号

平成二十二年
十二月三日
(金曜日)

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

附 則

この規則は、平成二十二年十二月四日から施行する。

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「青森県鉄道管理事務所の所長(以下「鉄道管理事務所所長」という。)を経由して」を削る。

第四条第四項中「本庁の並行在来線に係る業務を担当する職員及び青森県鉄道管理事務所の職員の人件費並びに青森県鉄道管理事務所の」を「人件費及び」に改める。

目 次

青森県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則	(並行在来線 対策室)	一
訓 令	(並行在来線 対策室)	二
青森県鉄道施設に関する規程の一部を改正する訓令	(並行在来線 対策室)	二
告 示		
救急診療所の廃止	(医療業務課)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉 保険課)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(同)	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	三
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(同)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(同)	四
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	四
出先機関		
土地改良区の清算人の就任	(東青地 民局)	四

第六条及び第七条第一項中「鉄道管理事務所長を經由して」を削る。
 附則第三項中「東京都と青森市」を「青森市と北海道札幌市」に、「八戸市と青森市」を「青森市と北海道北斗市」に、「前日」を「属する年度の末日」に改める。
 附則第四項中「見込まれる」の下に「減免する使用料の額の算定に当たり除くことが適当であると知事が認めた収益及び費用の額がないものとして計算した場合における」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年十二月四日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
鉄 道 管 理 事 務 所

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（実施基準の遵守等）」に改め、同条第一項中「実施基準並びに」を「実施基準及び」に、「及び運転取扱実施基準細則（以下「実施基準等」）を」（以下「運転取扱実施基準」）に改め、同条第三項中「及び実施基準等」を「並びに前条の実施基準及び運転取扱実施基準」に改める。
 第八条中「青森県鉄道管理事務所の所長（以下「鉄道管理事務所長」という。）」を「並行在来線対策室長」に改める。
 第九条中「鉄道管理事務所長」を「並行在来線対策室長」に改める。

第十一条を削る。

附則

この訓令は、平成二十二年十二月四日から施行する。

告

示

青森県告示第八百十四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	中村胃腸科外科医院
所 在 地	青森市長島三丁目二の二

青森県告示第八百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 株式会社 アイパートナーズ	主たる事務所 所在地又は住所 上北郡東北町旭南三丁目二九六の二一〇〇号	居室の種別	居室サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社 又エーオー	青森市大字三本木字川崎二五六の四一	訪問介護	訪問入浴	平成 三・二・一七
氏名 青森県告示第八百十六号	青森市大字三本木字川崎二五六の四一	訪問介護	訪問入浴	平成 三・二・一七
氏名 青森県告示第八百十六号	青森市大字三本木字川崎二五六の四一	訪問介護	訪問入浴	平成 三・二・一七

青森県告示第八百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居室サービス事業者から居室サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 株式会社 ファイナル・ライフル	主たる事務所 所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎西三二の二一	居室の種別	居室サービス事業を行う所	指定年月日
訪問介護	訪問介護センター ファイナル・ライフル アネットワーク	黒石市富田一三八	平成 三・二・一	平成 三・三・一
氏名 青森県告示第八百十七号	青森市富田一三八	訪問介護	訪問介護	平成 三・三・一
氏名 青森県告示第八百十七号	青森市富田一三八	訪問介護	訪問介護	平成 三・三・一

青森県告示第八百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居室介護支援事業者から居室介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

氏名 医療法人高人会	主たる事務所 所在地 八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	居室介護支援事業所	居室介護支援事業所	廃止の年月日
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・九・三
氏名 青森県告示第八百十八号	八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・九・三
氏名 青森県告示第八百十八号	八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・九・三

青森県告示第八百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 津軽保健生活協同組合	主たる事務所 所在地 弘前市大字田町五丁目二の二	介護療養型医療施設	津軽保健生活協同組合	辞退の年月日
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・一〇・三
氏名 青森県告示第八百十九号	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・一〇・三
氏名 青森県告示第八百十九号	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	平成 三・一〇・三

青森県告示第八百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サ ービス事業 所	指定 年月日
				青森県告示第 八百二十号
株式会社 アイズ 株式会社 アイズ	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二の〇〇号 室	介護予防 訪問介護	ケアサポ ー ト ONE	平成 三〇・二・二 七
株式会社 又エー オー	青森市大字三本 木字川崎二五 六の四一	介護予防 訪問入浴 介護	訪問入浴サ ービス青い 鳥	平成 三〇・二・三 三

青森県告示第八百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
サカエ薬局三 条ヘルシー クラブ 三沢薬局	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一六の一 三沢市大字三沢字堀口一六四の一三九	平成三〇・三・一 〃

青森県告示第八百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
			弘前大学医学部附属病院
横井 由美子	弘前大学医学部附属病院	眼科（視覚障害）	平成 三〇・二・一
田中 直	弘前大学医学部附属病院	整形外科（肢体不自由）	〃

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した青森南部土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十二月三日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

氏 名	住 所	就任の年月日
川村 輝美	青森市大字八ツ役字芦谷一六一	平成三〇・二・一
長崎 敏昭	大字大野字若宮五六の一	〃
手塚 憲一	大字浪館字平岡一三三三	〃
工藤 武一	大字大野字若宮三八	〃
木村 誠蔵	大字荒川字筒井二六二の二	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭